

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 29 日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

国民健康保険に係る令和 2 年度税制改正について

昨年12月20日に令和 2 年度税制改正の大綱が閣議決定されたところです（別添参照）。

国民健康保険関係の概略については、下記のとおりであり、貴管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

なお、国民健康保険法施行令においても改正を行い、「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（通知）」（令和 2 年 1 月 29 日付け保発0129第 1 号）において周知したところです。

また、この税制改正に伴うシステム改修費用が必要となる市町村については、国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第 6 条第 1 号ヲの規定に基づき、当該費用に対して特別調整交付金を交付する予定です。

記

1. 国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。
 - ① 基礎課税額に係る課税限度額を63 万円（現行:61 万円）に引き上げる。
 - ② 介護納付金課税額に係る課税限度額を17 万円（現行：16 万円）に引き上げる。
2. 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を28.5万円（現行：28万円）に引き上げる。

- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を52万円（現行：51万円）に引き上げる。
- ③ 軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行：33万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

（注）上記③の改正は、令和3年度分以後の国民健康保険税について適用する。